

製品プラスチックのリサイクルについて

1. 実施に向けた経過

令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づき、本市では主に「燃やせないごみ」として処理を行っているプラスチック製品の分別収集及び再商品化の実施について検討してきました。この度、令和8年7月13日にプラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定を取得し、令和9年4月から製品プラスチックの分別収集を実施します。

※プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定

自治体が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、主体的にプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施することができる制度です。

2. 事業概要

（1）分別品目

・「製品プラスチック」

（2）対象

・100%プラスチック素材の製品で1辺の長さが50cm以下のもの

※プラマークの表示があるものは引き続きプラスチック製容器包装類として排出

（3）収集日・排出方法

・月1回の水曜日（衣類・布類と同日）

・透明・（半透明）の袋に入れて、「資源物」の集積場所に排出（無料）

（4）再商品化量（見込み）

・127t ※収集量は169t

3. 今後のスケジュール

令和8年度は、事業開始に向けた準備及び市民への周知を進めてまいります。

日程	事業の進行	主な周知計画
R8年度 7月	・再商品化計画認定取得	・記者発表（分別収集の実施）
8月	・審議会にて進捗の報告	
9月		
10月		・まちちから協議会定例会にて周知
11月	・審議会にて進捗の報告	・環境指導員会議にて周知
12月		・チラシ全戸配布
1月		
2月	・審議会にて進捗の報告	・記者発表（4月から分別収集開始）
3月		・広報紙掲載 ・集積場所設置看板掲示
R9年度 4月	・分別収集開始	